

入会金・会費規程

一般社団法人 京都府測量設計業協会定款第7条の規定により、入会金及び会費を徴収する規程を次のように定める。

(会費)

第1条 定款第7条に定める会費は、普通会費、特別会費及び臨時会費の3種類とする。

(普通会費)

第2条 普通会費は総会の定めにより、別表1のとおりとする。

(特別会費)

第3条 特別会費は総会の定めにより別表2に基づき算出するものとし、算出基礎資料は、次に掲げる書類を閲覧し、又は、提出を求めて調整するものとする。但し、準会員については、京都府内分とする。

A 測量法第55条の8（書類の提出義務）第1項の規定に基づく、財務に関する報告書

B 測量法第55条の8（書類の提出義務）第1項の規定に基づく、財務に関する報告書の損益計算書に記載した兼業事業売上高のうち、調査・設計部門に属する額

C 建設コンサルタント登録規程第7条（現況報告書の提出）第1項の規定に基づく現況報告書

2 特別会費の請求は、特別会費の算出基礎資料に基づき算出した特別会費の年額及び算出基礎額を、会員に明示して行うものとする。

3 会長は、特別会費の算出基礎資料を調整するため、会員に対し文書による申告を求めることができる。この場合、会員は所要事項を申告しなければならない。

4 正会員のうち、府外に支店又は営業所を置き当該都道府県測協に入会して、特別会費に当該する会費を納入するため、その算出基礎額を申告し確定した場合は、協会にその申告額を申告するものとする。

協会は、この確定額を妥当と認めた場合は、これを控除して特別会費の算出基礎額とする。

(分割納入)

第4条 定款第7条に定める会費は、年額を4期に分割し、第1期（4月から6月まで）第2期（7月から9月まで）第3期（10月から12月まで）及び第4期（1月から3月まで）にそれぞれ納入するものとする。

(納入期限)

第 5 条 会費の納入期限は、請求のあった月の翌月末日とする。

(臨時会費)

第 6 条 臨時会費は、理事会において決定する。

(入会金)

第 7 条 定款第 8 条 (入会金) に定める入会金は総会の定めにより別表 3 のとおりとする。

2 入会金の納入期限は、入会の承諾通知の発行後 40 日以内において、会長の定めた日とする。但し、理事会の承認により、6 箇月間を限度として分納を認めることがある。

附 則

1 この規程は、昭和 54 年 3 月 23 日より施行する。

2 この規程は、昭和 57 年 6 月 11 日より改訂施行する。

特別会費の算出基盤とする「A、B 又は A、C の合計額の直前 2 年の平均額」の「直前 2 年」は、昭和 57 年度特別会費については「昭和 54、55 両年度」、昭和 58 年度特別会費については「昭和 55、56 両年度」とし、以後これに準ずるものとする。

3 この規程は、昭和 58 年 4 月 14 日より改訂施行する。

4 この規程は、平成 3 年 12 月 19 日より改訂施行する。

5 この規程は、平成 12 年 3 月 27 日より改訂施行する。

6 この規程は、平成 13 年 3 月 28 日より改訂施行する。

7 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より改訂施行する。

8 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より改訂施行する。

9 この規程は、平成 28 年 5 月 20 日より改訂施行する。

平成 13 年度から当分の間、暫定措置として年会費額から 10% を減額した額として普通会費及び特別会費を算出する。

本来の年会費額の 10% 相当額を特別会費から減額する方法によることとし、減額が特別会費を上回るときは上回る額について普通会費から減額する。

ただし、平成 29 年 7 月 1 日から、年会費額から 5% を減額した額として普通会費及び特別会費及び特別会費を算出する。

本来の年会費額の 5% 相当額を特別会費から減額する方法によることとし、減額が特別会費を上回るときは上回る額について普通会費から減額する。

10 平成 31 年 4 月 1 日から、年会費額から 10% を減額した額として普通会費及び特別会費を算出する。

本来の年会費額の 10% 相当額を特別会費から減額する方法によることとし、減額が特別会費を上回るときは上回る額について普通会費から減額する。

別表 1 (第 2 条関係)

項 目	金 額
普通会費	240,000 円

別表 2 (第 3 条関係)

(単位：円)

区分	算出基礎額 (売上高)	特別会費
6	1,000,000,000 以上	400,000
5	500,000,000 以上 1,000,000,000 未満	280,000
4	200,000,000 以上 500,000,000 未満	200,000
3	100,000,000 以上 200,000,000 未満	140,000
2	50,000,000 以上 100,000,000 未満	60,000
1	50,000,000 未満	20,000

別表 3 (第 7 条関係)

項 目	金 額
入会金	250,000 円